

「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定作成に関する規則」
の一部改正について（案）

平成 21 年 6 月 12 日
（社）投資信託協会

1. 改正の目的

現行規則の構成の見直し、規定内容の整理、その他所要の整備を行うため、「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定作成に関する規則」の一部改正を行う。

2. 主な改正の内容

(1) 規則名称の変更

規則の名称を「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定作成に関する規則」から「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に係る運営に関する規則」に変更する。

(2) 規則の改正

- 生計を一にする親族の範囲の明確化 (規則第 2 条第 2 項)
- 自己取引の対象となるデリバティブ取引の整理 (規則第 2 条第 3 項第 1 号)
- 社内規則に定める事項の明確化 (規則第 3 条)
- 第三者に重要情報を提供する行為を禁止行為に追加 (規則第 4 条)
- 累積投資契約に基づく取引の取扱い整理 (規則第 5 条、6 条、細則第 3 条)
- 承認の有効期限を定める正会員における自己取引禁止期間の審査内容の整理 (規則第 7 条第 3 項)

(3) 細則の新設

「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に係る運営に関する規則に関する細則を新設する。